

トロント日本商工会会則

名称及び所在地

- 第 1 条 本会は「トロント日本商工会」と称し、その英訳名は
“Toronto Japanese Association of Commerce and Industry”とする。
本会本部はカナダ国オンタリオ州トロント市に置く。

目 的

- 第 2 条 本会は会員の商工活動及び日加経済交流を通じ、両国の友好関係の増進に貢献すると共に地域社会との融和をはかり、併せて会員相互の親睦、情報交換並びに伝達に努め、日本語による子女教育の促進を図る。

会員、会費、及び寄付

- 第 3 条
1. 本会の会員は次項に掲げる資格を有する者であって、オンタリオ州に所在または居住し、事務局の審査と総務部長の推薦に基づき理事会が承認したものとする。
 2. 本会の会員は下記のいずれかに該当する事を要する。

(イ) 名誉会員	在トロント日本国総領事館
(ロ) 普通会員	(i) 日本法人の当地の支店、もしくは出張所、または駐在員事務所 (ii) 日本法人を主体として設立された法人の当地の本支店、現地法人、もしくは出張所、又は駐在員事務所
(ハ) 準会員	本会の目的に賛同する、普通会员の資格を有しない法人の当地の本支店、もしくは事務所
(ニ) 個人会員	本会の目的に賛同する個人

3. (イ) 普通会员は、日本より派遣の正規社員、職員を全て普通会员構成員として登録するものとする(登録構成員)。但し、上記以外にも当普通会员にあって適当と認められる者を登録することができる。

(ロ) 準会員は、その代表者を登録することを原則とし、また、当準会員にあって適当と認められる者を構成員として登録することができる。
4. 名誉会員を除き全ての会員は別に定める会費規程に基づき、会費を納入することを要する。
5. 会費規程の変更は理事会が決定する。
6. 会費不払い、あるいは本会会員たるに値しない行為があった会員に対し、理事会の議決により、会員資格の取り消し又は停止を行うことができる。
7. 寄付依頼への対応は次の通りとする。
 - ・ 寄付行為は会員企業が独自に判断し実施することとする。
 - ・ 他の団体等から依頼・要請を受けて、商工会がイニシアティブをとる寄付の実施、斡旋、会員宛要請は行わない。
 - ・ 新年懇親会での福引売上代金、チャリティーゴルフ大会の益金等、会員個々の自発的協賛意志に基づく寄付行為への協力は、従来どおり継続する。
 - ・ 上記の基本方針を外れて、寄付の実施、斡旋、会員宛要請を検討する場合は、その都度、理事会で協議し、理事会決議、及び会員総会決議を取得の上対応することとする。

総 会

- 第4条
1. 総会は定時総会と臨時総会とし、本会の最高議決機関とする。
 2. 定時総会は会長がこれを毎年一回招集する。

3. 臨時総会は会長又は理事会が認めた場合に会長がこれを招集する。
4. 総会の議決権は普通会员が各一票を有するものとする。
5. 総会は議決権を有する会員の過半数の出席を以って成立するものとする。
6. 総会の決議はその議決権の過半数を以って、これを行うものとする。
7. 総会の議決事項は下記の通りとする。
 - (イ) 予算及び決算の承認
 - (ロ) 会則の変更
 - (ハ) 理事の選任
 - (ニ) 会計監査人の選任
 - (ホ) 寄付の実施、幹旋、会員宛要請
 - (ヘ) その他会長又は理事会が総会に付することを適当と認めた事項

理事及び理事会

第5条

1. 理事は普通会员の登録構成員の内より選出されるものとする。
2. 理事の員数は合計13名とする。
3. 理事の任期は2年とする。但し再選を妨げない。
4. 理事会は会長又は5名以上の理事が必要と認めた場合、会長がこれを招集する。
5. 理事会の定足数を理事員数の過半数とする。
6. 理事会の議決事項は下記の通りとする。
 - (イ) 総会に付議する議決事項
 - (ロ) 役員の選任
 - (ハ) 次期理事候補の選出
 - (ニ) 会費規程の変更
 - (ホ) 総会に於て特に理事会に委任した事項
 - (ヘ) 会長が理事会に付議することを妥当と認めた事項
7. 理事会に於ける議決は出席理事の過半数を以って行うも、賛否同数の場合は会長の決する処による。

名誉会長

第6条

本会名誉会長は在トロント日本国総領事とし、名誉会長は本会

の運営に助言を与えるものとする。

役 員

- 第 7 条
1. 本会は下記の役員を置き、理事の互選により選出するものとする。
(イ) 会 長 1 名
(ロ) 副 会 長 若干名
(ハ) 会計幹事 1 名
(ニ) 秘 書 役 1 名
 2. 役員の任期は1年とし、再任はこれを妨げない。
 3. 役員に欠員を生じた場合は、理事会に於て速やかに補欠の役員を選出しなければならない。
 4. 会長は本会最高責任者として、総会及び理事会を主宰し、本会運営の任に当ると共に外部に対し本会を代表するものとする。
 5. 副会長は会長を補佐する。又、会長が不在又は会長に職務遂行上支障ある場合はその職務を代行する。
 6. 会長は特定事項の運営を特定理事に委任することができる。
 7. 会計幹事は本会の予算案を作成、また資産の取得、処分に関する記録を含め、会計記録を維持保存し、その内容につき理事会及び定時総会に於て報告しなければならない。

顧 問

- 第 8 条
- 会長は必要に応じ顧問を置くことができる。

委員会及び部

- 第 9 条
1. 第 2 条の目的に沿い、本会の行事・活動を行う為に全ての普通会員、及び準会員はその主たる事業の種別により、下記に定めるいずれかの委員会に属するものとする。
《委員会》 貿易・運輸委員会
金融・サービス委員会
重工業委員会
軽工業委員会

2. 本会の円滑な運営並びに本会を代表して対外的な活動に従事する為に、下記の部を設置する。
各部は必要に応じて活動機関を設けることができる。

《 部 》 総務部
 教育部
 広報部
 文化部
 運動部
 コミュニティーリレーションズ部

3. 各委員長、及び各部長は、理事の中より会長により任命される。
4. 理事会はこれらの委員会、並びに部会を管掌する。

事 務 局

第 1 0 条 本会に事務局を設置し、総務部がその運営を担当するものとする。

(イ) 事務局には専務理事及び数名の事務局員を置く。

以上